



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添4までのとおり訂正しますので、 その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第4号) (別添1)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和6年3月5日保医発0305第6号) (別添2)
- ・「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(令和6年3月5日保発0305第12号)(別添3)
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和6年3月5日保発0305第7号) (別添4)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (令和6年3月5日保医発0305第4号)

別添2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料

第1部 医学管理等

B004-1-4 入院栄養食事指導料

(4) 低栄養状態にある患者とは、次のいずれかを満たす患者をいう。

イ $\frac{\text{血中アルブミンが 3.0g/dL以下である患者 }GLIM 基準による栄養評価を行い、低</u> 栄養と判定された患者$

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>

区分01 薬剤調製料

- (11) 自家製剤加算
 - ウ 「注6」のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める薬剤」とは、薬価基準に収 載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤をいう。<u>ただし、当該医薬品が薬</u> 価基準に収載されている場合であっても、供給上の問題により当該医薬品が入手困難であ り、調剤を行う際に必要な数量を確保できない場合は除く。なお、医薬品の供給上の問題 により当該加算を算定する場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保 できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。
 - エ 薬価基準に収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品と異なる 剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合に、次の場合を除き自家製剤加算を算定でき る。
 - (イ) 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合。ただし、当該医薬品が薬価基準に収載されている場合であっても、供給上の問題により当該医薬品が入手困難であり、調剤を行う際に必要な数量を確保できない場合は除く。なお、医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

様式18の3

介護保険施設等連携往診加算の施設基準に係る届出書添付書類

平時からの連携体制を構築している介護保険施設等

□ (1) 担当者を固定している場合

□ 平時からの連携体制を博業している丌護休陕ル語					
介護保険施設等の名称	ICTを用いた 情報共有の有無	情報共有に使用する サービスの名称(主なもの)	カンファレンスを行っ	た日 ((最新のもの)
	(有・無)		年	月	日
	(有・無)		年	月	日
	(有・無)		年	月	日
	(有・無)		年	月	日
	(有・無)		年	月	日
	(有・無)		年	月	日
	(有・無)		年	月	B

当該医療機関における24時間直接連絡を受ける体制(該当するものについて、口に「✔」を記入し、担当者名、連絡先を記載すること。)

	□ (2) 曜日、時間帯ごとに担当者が異なる場合(主な担当者を記載することで差しつかえない。)						
	・担当者名:						
	• 連絡先:						
3	緊急時の <mark>入院受入</mark> 体制()	該当するものについて、□に「 ✓ 」を記入すること。)					
	□ (1) 当該医療機関に	おいて、介護保険施設等の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保していること。					
	□ 当該診療情報及び	の入所者の診療情報及び病状急変時の対応方針が適切に提供され、必要に応じて所属する保険医がICTを活用して 病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有していること。また、当該介護保険施設と、入所者の診療情報 方針等の共有を図るため、年3回以上の頻度でカンファレンスを実施していること。					
	□ (3) 介護保険施設の入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、1月に1回以上の頻度でカンファレンスを実施して いること。						
	0						
	往診担当医の氏名 (主として対応する者)	2					
		3					

[記載上の注意]

- 1 平時からの連携体制を構築している介護保険施設等について、当該医療機関が協力医療機関として定められている介護老人保健施設、介護医療院

- 1 平時からの連携体制を構案している介護体験施設等について、国際位派域関が励力に流域関として企べられているが設定した。 及び特別養護老人ホームの名称等を記載すること。 2 24時間の直接連絡を受ける体制について、連携介護保険施設等に交付する文書を添付すること。 3 24時間往診が可能な体制について、連携介護保険施設等に交付する文書を添付すること。 4 介護保険施設等に協力病院として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力病院として定められている介護保険施設等の名称について、掲示しているホームページのURL等を記載すること。

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う 実施上の留意事項について

(令和6年3月5日保発0305第12号)

第2 訪問看護基本療養費について

- 10(1) 注 12 に規定する複数名訪問看護加算は、基準告示第 2 の 4 5 の (1) に規定する複数名 訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者に該当する 1 人の利用者に対して当該利用者 又はその家族等の同意を得て、保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」 という。)と他の看護師等又は看護補助者(以下「その他職員」という。)の複数名が同時に指定訪問看護を実施した場合に、1日につき注 12 のイからニまでのいずれかを算定する。なお、単に 2 人の看護師等又は看護補助者が同時に指定訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。
 - ウ 看護職員がその他職員と同時に、基準告示第2の45の(1)に規定する複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者のうち、同(2)に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当しない利用者に指定訪問看護を行う場合は、週3日に限り、注12のハを算定する。
 - エ 看護職員がその他職員と同時に、基準告示第2の4<u>5</u>の(1)に規定する複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者のうち、同(2)に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当する利用者に指定訪問看護を行う場合は注12の二を、1日当たりの回数に応じて算定する。

第5 訪問看護管理療養費について

3(1) (略)

- (2) (1)の「指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者」とは、基準告示第2の<u>5-6</u> に規定する状態等にある利用者をいい、特別な管理を必要とする利用者のうちで重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者とは、基準告示第2の<u>6-7</u>に規定するものをいう。
- (3) 基準告示第2の<u>5-6</u>に規定する特掲診療料の施設基準等別表<mark>第</mark>8に掲げる者のうち、「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合は、定期的(1週間に1回以上)に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価(褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット)を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケアについて訪問看護記録書に記録すること。なお、実施したケアには必要に応じて利用者の家族等への指導も含むものである。

4(1) (略)

(2) 退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、基準告示第2の<u>56</u> (特掲診療料の施設 基準等別表第8に掲げる者をいう。)に該当する利用者について、さらに特別管理指導加 算を算定できる。

5(1) (略)

(2) (1)の「退院支援指導を要する者」とは、基準告示第2の<u>7-8</u>に規定する状態等にある 利用者をいい、「長時間の訪問を要する者」とは、基準告示第2の3の(1)に規定する 状態等にある利用者をいう。

第6 訪問看護情報提供療養費について

1(1) (略)

(2) 訪問看護情報提供療養費 1 は、基準告示第 2 の 9 10 に規定する利用者について、訪問看護ステーションが利用者の同意を得て、利用者の居住地を管轄する市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して、市町村等又は指定特定相談支援事業者等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者 1 人につき月 1 回に限り算定する。ここでいう保健福祉サービスに必要な情報とは、当該利用者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス(入浴、洗濯等のサービスも含む。)等の福祉サービスを有効に提供するために必要な情報をいう。

2(1) (略)

(2) 訪問看護情報提供療養費 2 は、基準告示第 2 の 1011 に規定する利用者について、訪問看護ステーションが利用者及びその家族等の同意を得て、学校等からの求めに応じて、医療的ケアの実施方法等の指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者 1 人につき各年度 1 回に限り算定する。また、入園若しくは入学又は転園若しくは転学等により当該学校等に初めて在籍することとなる月については、当該学校等につき月 1 回に限り、当該利用者に対する医療的ケアの実施方法等を変更した月については、当該月に 1 回に限り別に算定できる。同一月に複数の情報提供を行った場合であっても、利用者 1 人につき月 1 回に限り算定する。

なお、指定訪問看護を行った日から2週間以内に、別紙様式3の文書により、学校等に 対して情報を提供した場合に算定する。

訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて (令和6年3月5日保医発0305第7号)

第2 届出に関する手続き

5 地方厚生(支)局長は、届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決 定し、届出者に対して受理番号を付して通知するとともに、併せて、審査支払機関に対して、 受理番号を付して通知すること。

(略)

○24 時間対応体制加算イ

(訪看 23) 第 号

○24 時間対応体制加算口

(訪看 24) 第 号

○特別管理加算

(訪看 25) 第 号

第4 経過措置等

表3 施設基準等の名称が変更されたが、令和6年5月31日において現に当該点数を算定して <u>いた訪問看護ステーションであれば新たに届出が必要でないもの</u>

対応体制加算

訪問看護管理療養費の注2に規定する24時間 → 訪問看護管理療養費の注2に規定する24時間 対応体制加算口

別添 届出基準

- 11 訪問看護ベースアップ評価料
 - (2) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

エ ウについて、算定を行う月、その際に用いる「対象職員の給与総額」及び「訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定される金額の見込み」の対象となる期間、算出した【A】に基づき届け出た区分に従って算定を開始する月は別表3のとおりとする。

「対象職員の給与総額」は、別表3の対象となる12か月の期間の1月あたりの平均の数値を用いること。

「訪問看護ベースアップ評価料 (I) により算定される金額の見込み」及び「訪問看護ベースアップ評価料 (II) の算定回数の見込み」は、訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合) の算定回数を用いて計算し、別表3の対象となる3か月の期間の1月あたりの平均の数値を用いること。

また、別表3のとおり、毎年3、6、9、12月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は算出を行った月内に地方厚生(支)局長に届出を行った上で、翌月(毎年4、7、10、1月)から変更後の区分に基づく金額を算定すること。なお、区分の変更に係る届出においては、「当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額」によって対象職員の賃金総額を算出すること。

ただし、前回届け出た時点と比較して、別表3の対象となる12か月の「対象職員の給与総額」並びに別表 $\frac{7}{3}$ の対象となる3か月の「訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定される金額の見込み」、「訪問看護ベースアップ評価料(II)の算定回数の見込み」及び【A】のいずれの変化も1割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとすること。

新規届出時(区分変更により新たな区分を届け出る場合を除く。以下この項において同じ。)は、直近の別表3の「算出を行う月」における対象となる期間の数値を用いること。ただし、令和6年6月3日までに届出を行った場合は、令和6年6月に区分の変更を行わないものとすること。

別紙様式2

24 時間対応体制加算・特別管理加算に係る届出書(届出・変更・取消し)

B. 生生。)		
受理番号	(訪看23、 <mark>24、</mark>	25)	号
	 年	月 1	 目
文刊十万日 十 万 日 [7	Л	H
(届出事項) 該当するものに「✔」を記入すること。 保健師又は看護師以外の職員が連絡相談を受ける場合は、「24 は看護師以外の職員が連絡相談を受ける場合)」にも「✔」を		1算(保健的	師又
1.24時間対応体制加算 □ イ 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取□ ロ イ以外の場合 □ 保健師又は看護師以外の職員が連絡相談を担当する場 2.特別管理加算 □ 特別管理加算		5場合	
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 指定訪問看護事業者 の所在地及び名称 地方厚生(支)局長 殿		代表者の)氏名
指定訪問看護ステーションの	ステーションコート゛		
所在地及び名称 管理者の氏名			
 24時間対応体制加算に係る届出内容 ○連絡相談を担当する職員()人 保健師	非常勤 非常勤	人 人 人	
○保健師又は看護師以外の職員が連絡相談を担当する場合 ● 24時間対応体制に係る連絡相談に支障がない体制 □ ア 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの談に対応する際のマニュアルの整備 □ イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師制及び緊急の訪問看護が可能な体制の整備 □ ウ 連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制 ※ アに係るマニュアルを添付すること。 ※ イ及びウに係る勤務態勢及び勤務状況を明らかにした書きなかに回答できるように指定訪問看護ステーションに保	「が速やかに行 及び勤務状況 <i>の</i> 類等については	える連絡体)明確化	

職	種			人	.数		
()		人	常勤	人	非常勤	人
()		人	常勤	人	非常勤	人
()		人	常勤	人	非常勤	人
連絡方法				<u> </u>		<u> </u>	
連絡先電話番号					,		
1 ()		4	(()		
2 ()				/		
,	<i>)</i>		5	1)		
3 ()		6		()		
,	<u>)</u>) 号については	、直接連絡の	6	る連絡気	、 <u>)</u> () たを複数言	己載するこ。	と。
3 (連絡先電話番			6 とれ		<u>()</u> (<u>)</u> たを複数言	己載するこ	と。
3 (連絡先電話番 24時間対応体制	における看護	業務の負担軽減	6 とわ 或の耳	文組	() () たを複数言	己載するこ	<u>ک</u> 。
3 (連絡先電話番 24時間対応体制 □ ア 夜間が	における看護 対応した翌日	業務の負担軽減 の勤務間隔の	6 とれ 或の耳 確保	文組		己載するこ	<u> </u>
3 (連絡先電話番 24時間対応体制 □ ア 夜間が	における看護 対応した翌日	業務の負担軽減	6 とれ 或の耳 確保	文組		己載するこ	<u>ک</u> 。
3 (連絡先電話番 24時間対応体制 □ ア 夜間対 □ イ 夜間対 □ ウ 夜間対	における看護 対応した翌日 対応に係る勤務 対応後の暦日	業務の負担軽減の勤務間隔の の勤務間隔の の連続回数が の休日確保	6 とれ 或の耳 確保 2連	文組 続(2回)まで	己載するこ	と。
3 (連絡先電話番 24時間対応体制 □ ア 夜間対 □ イ 夜間対 □ ウ 夜間対	における看護 対応した翌日 対応に係る勤務 対応後の暦日	業務の負担軽減 の勤務間隔の 5の連続回数が	6 とれ 或の耳 確保 2連	文組 続(2回)まで	己載するこ	<u></u> .
3 (連絡先電話番 24時間対応体制 □ ア 夜間対 □ イ 夜間対 □ ウ 夜間対 □ エ 夜間動	における看護 対応した翌日 対応に係る勤務 対応後の暦日 勤務のニーズ	業務の負担軽減の勤務間隔の の勤務間隔の の連続回数が の休日確保 を踏まえた勤	6 とれ 域の 取 在 保 2 夢	文組 続(2回 制の工夫) まで	己載するこ	٤.
3 (連絡先電話番 24時間対応体制 □ ア 夜間対 □ イ 夜間対 □ ウ 夜間対 □ エ 夜間が □ オ I C	における看護 対応した翌日 対応に係る勤務 対応後の暦日 勤務のニーズ 「、AI、I	業務の負担軽減の勤務間隔の の連続回数が の休日確保 を踏まえた勤 o T等の活用	6 とれ 域の取 2 務 によ	文組 続(2回 制の工夫 る業務負)まで : : !担軽減		
3 (連絡先電話番 24時間対応体制 □ ア 夜間対 □ イ 夜間対 □ カ 夜間対 □ オ I C で □ カ 電話等	における看護 対応した翌日 対応に係る勤務 対応後の暦日 勤務のニーズ 「、AI、I 等による連絡	業務の負担軽減の勤務間隔の の連続回数がの休日確保 を踏まえた勤 o T 等の活用 及び相談を担	6 とれ 成確2 務に当	対組 続(2回 制の工夫 る業務負 る者に対)まで : : !担軽減 !する支援	後体制の確保	₹
3 (連絡先電話番 24時間対応体制 □ ア 夜間対 □ イ 夜間対 □ カ 夜間対 □ オ I C の □ カ 電話等 24時間対応体制	における看護 対応した翌日 対応に係る勤務 対応後の暦日 勤務のニーズ 「、AI、I 等による連絡 刊における看護	業務の負担軽減の勤務間隔の の連続回数がの休日確保 を踏まえた勤 o T 等の活用 及び相談を担軽	6 とれ 取保連 格よすの	文組 続(2回 制の工夫 る著に対 取組は、)まで は担軽減 ける支援 「24時間対	を 体制の確保 対応体制にお	R 3ける看
3 (連絡先電話番 24時間対応体制 □ ア 夜間対 □ イ 夜間対 □ カ 夜間対 □ オ I C □ カ 電話等 24時間対応体制 24時間対応体制 業務の負担軽減	における看護 対応した翌日 対応に係る勤務 対応後の暦日 勤務のニーズ Γ、ΑΙ、Ι 等による連絡 関における看護 域の取組を行っ	業務の負担軽減の動務間隔の の連続回数がの休日確保 の体目を踏等の活所を の下が の下が の下が の下が の下が のでいる のでいる のでいる のでいる のでいる のは、 のでいる のでいる のでいる のは、 のでいる のでいる にいる。 にい。 にいる。 にい	6と 成確2 務に当減を	文組 続(2回 制 業者に る者は、 け出る場)まで !担軽減 する支援 「24時間対 合に、該論	を体制の確保 対応体制にお 当するものに	R 3ける看
3 (連絡先電話番 24時間対応体制 □ ア 夜間対 □ イ 夜間対 □ カ 夜間対 □ オ I C の □ カ 電話等 24時間対応体制	における看護 対応した翌日 対応に係る勤務 対応後の暦日 勤務のニーズ 下、AI、I 等による連絡 関における看護 ででででいる。	業務の負担軽減の動務間隔の の体日確保をの下相のを の下相のを をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 ですれかには必ずれかには必ずれかには必ずれかには必ずる。	6と 成確2 務に当減をず	対組 続(2回 制の業者に対 る 者はる が く し が が り が り が り り り り り り り り り り り り り)まで は担軽減 けする支援 「24時間対 合に、あること	を制の確保対応体制にお 対応なものに と	R おける看 こ「 ✓ 」

2. 特別管理加算に係る届出内容

○24時間対応体制加算を算定できる体制を整備している。

既届出の場合:受理番号()、本届出による。(有、無)

- ○当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。(有、無)
- ○病状の変化、医療機器に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備して いる。(有、無)

備考:「2.特別管理加算」単独の届出は、認められないこと。

別	紙様式11		_				
				受理番号	(訪べⅡ)	두	号
	受付年月日	年 月	日	決定年月日	年	月	日
	訪問看護ベースアップ評価米	斗(Ⅱ)の施設基準(に係る届出書:	添付書類 (新規・	3、6、9、12月の	区分変更)	
1	訪問看護ステーションコード(7桁) 訪問看護ステーション名						
2	届出を行う評価料 □ 訪問看護ベース	スアップ評価料(Ⅱ)					
3	□ 新規 区分変更 ※ 新規の場合、原	算出を行う月(届出基 3月 6月 届出月以前で最も近い月 F6月より算定を開始する	9月 をチェックすること	12月。			
4	対象職員(常勤換算)数		<u>ل</u>				
	※ 原則2.0人以上であるが、以下 対象職員(常勤換算)数が2.0		。 B合はその限り ⁻		ンに該当するか。		
5	社会保険診療等に係る収入金額 ※ 【記載上の注意】4を参照	(※)の合計額が、総成	収入の80/100	を超えること。			
6	対象職員の給与総額、訪問看護への区分の上限を算出する値(【A】 (1)算出の際に用いる「対象職員 (1)算出の際に用いる「対象職員の 前年3月~2月 ロ 前年3月~2月) の給与総額」等の期[間	3」の入力に連動)	訪問看護ベースア 2月~11月	ップ評価料(Ⅱ)	
	②算出の際に用いる訪問看護べ- 【算出の際に用いる「訪問看護べ- □ 前年12月~2月 □ 3				動)		

(2)対象職員の給与総額

給与対象月				対象職員の給与総額
2023	年	3	月	
2023年4月				
202	2023年5月			
2023年6月				
2023年7月				
2023年8月				

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年9月	
2023年10月	
2023年11月	
2023年12月	
2024年1月	
2024年2月	

1月当たり給与総額	0	円	(前回届出時	円

- ※ 給与対象月は6(1)①の期間を記載すること。
- ※「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)また、本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。
- (3)訪問看護ベースアップ評価料(I)の算定回数・金額の見込み
- ①訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数(実績)

算定月	訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合)
2023年12月	
2024年1月	
2024年2月	

1月当たり算定回数 0.0 回 (前回届出時 回) ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。各月に算定した訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定

- 回数を記載すること。 ※ 自費の訪問看護のみの利用者については、計上しないこと。公費負担医療や労災保険制度等、指定訪問看護の費用額算定表に従って 訪問看護療養費が算定される利用者については、計上すること。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。
- ②算定される金額の見込み

訪問看護ベースアップ評価料(I)の算定回数見込み

 0.0
 回 (前回届出時
 0.0
 回)

 訪問看護ベースアップ評価料(I)の算定により算定される金額の見込み
 0
 円 (前回届出時
 0
 円)

(4)医療保険の利用者割合(対象期間の1月当たりの平均)

算定月	医療保険の実利用者数	介護保険の実利用者数
2023年12月		
2024年1月		
2024年2月		

1月当たりの利用者数	#DIV/0!	#DIV/0!
------------	---------	---------

医療保険の利用者割合 0.0% (前回届出時

- ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。
- ※ 同一月に医療保険と介護保険の両者から訪問看護を受けた利用者は、医療保険の利用者として集計すること。

(5)訪問看護ベースアップ評	価料(:)により行われる給与の改善率	<u> </u>		
		#DIV/0!	(前回届出時	#DIV/0!)
(6) 【A】の値					
			(前回届出時 _)
				2	
[A]=	才象職員(D給与総額×医療保険の利用者割合	×1分2厘 - 訪問看護べ-	ースアップ評価料(I)	
2002		訪問看護ベースアップ評価	料(Ⅱ)の算定回数見込み	<i></i>	
, - *					
7 前回届け出た時点との比較					
		11 G TH F = (A			
		対象職員の給与総額(6(2))(の変化は1割以内であ	か 。	
前回届出時と比較して、		訪問看護ベースアップ評価料(I)に	より算定される金額の見辺	込み(6(3))の変化は1割以	内である。
		訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の	算定回数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。	
		【A】の値(6(5))の変化は1割	以内である。		
	※ 上記	!全てに該当する場合、区分変更は不	要。		

- 8 6により算出した【A】に基づき、該当する区分
 - (1) 算定が可能となる区分
 - (2) 届出する区分(いずれかを選択)

ALL TO LEST CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE	
0	届出なし
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)3
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)4
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)5
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16
•	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18

【記載上の注意】

- 1 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の届出を行う場合は、別添2「賃金改善計画書」を添付すること。
- 2 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。 常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当 該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換 算数が1を超える場合は、1)とする。
- 3「4」の特定地域とは、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域を指すこと。
- 4 「5」の「社会保険診療等に係る収入金額」については、社会保険診療報酬のほか、労災保険制度等の収入が含まれる。 詳細は、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第 ●7号)の別添届出基準の11訪問看護ベースアップ評価料を参照すること。
- 5 「6(2)」の「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただ
 - し、役員報酬については除く。)。
 - また、本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
- 6「7」のいずれにも該当する場合は、区分の変更を行わないものとする。